

<今号の内容>

1. 社会福祉法人の在り方等に関する検討会
報告書「社会福祉法人制度の在り方について」を公表
2. 税制調査会「法人税の改革について」とりまとめ
3. 厚生労働省 第5回 医療法人の事業展開等に関する検討会
～非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）について議論
4. 厚生労働省 福祉人材確保対策検討会（第2回／第3回）
 - ・ 介護人材確保に向けた事業者等ヒアリングを実施
 - ・ 介護福祉士資格の取得方法について議論
5. 〔中央福祉学院〕平成 26 年度 社会福祉主事資格認定通信課程 秋期課程募集期間の延期

1. 社会福祉法人の在り方等に関する検討会

報告書「社会福祉法人制度の在り方について」を公表

社会福祉法人の在り方等に関する検討会は報告書を取りまとめ、7月4日、公表した。
6月16日の検討会で示された案から、標題や本文の一部が修正されている。

報告書掲載ページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000050216.html>

2. 税制調査会「法人税の改革について」とりまとめ

税制調査会は、6月27日、「法人税の改革について」を取りまとめた。

◎掲載ページ <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/26zen10kai.html>

法人税改革の趣旨として「立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を強化するために税率を引き下げること」と、「法人税の負担構造を改革」し「課税ベースを拡大し、税率を引き下げること、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にする」ことの2点を掲げると共に、法人税改革における検討項目について、現状と方向性を示した。

個別の検討項目として整理した8項目のうちのひとつとして「公益法人課税等の見直し」が以下の通り掲げられている。（下線は事務局追記）

（7）公益法人課税等の見直し

① 現状

公益法人等は、収益事業のみが課税対象となり、公益目的事業に係る収益は原

則非課税とされている。収益事業に対しては、中小法人と同じ軽減税率が適用されることに加え、収益事業による収入を非収益事業のために支出した金額は寄附金とみなして、一定額まで損金算入される（みなし寄附金制度）。

協同組合等については、全ての事業が課税対象となるが、公益法人等と同様に軽減税率が適用されている。

② 改革の方向性

公共的とされているサービスの提供主体が多様化し、経営形態のみによって公益事業を定義することが適当ではなくなっている。こうした市場の変化を踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要がある。特に介護事業のように民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していく必要がある。

こうした観点から、公益法人等の成り立ちや果たしている役割も踏まえながら、公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである。特に収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）については、その取扱いについて見直しが必要である。また、収益事業の規定方法については、従来から、現行の限定列举方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべきとの指摘があり、このような方向での見直しも検討すべきである。

また、公益法人等の収益事業からの所得には、軽減税率とみなし寄附金制度が適用されている。公益目的事業への所得の活用を促す措置ではあるが、みなし寄附金制度の適用を受けた上に、軽減税率の適用も受けることは過大な対応であり、見直しが必要である。さらには、配当等の金融資産収益については、会費や寄附金収入とは異なり、事業活動の中で新たに発生した収益であることから、その課税のあり方についても見直しを行うべきである。

なお、公益法人等のガバナンスの強化や、対象法人が実際に公益目的事業を行っているかを確認する仕組みが必要であるとの意見もあった。

本会では、年末にかけて行われる検討の状況に即して、必要な対応を行うこととしている。

3. 厚生労働省 第5回 医療法人の事業展開等に関する検討会

～非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）について議論

6月27日、第5回医療法人の事業展開等に関する検討会が開催され、医療法人、社会福祉法人を含めた「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」について具体的な検討が始められた。

今回より、同テーマを議題とする会議に限り、委員として本会総務委員長の浦野正男氏、太田二郎氏（全国老人福祉施設協議会 総務・組織委員長）、瀬古口精良氏（日本歯^{あきよし}

科医師会 常務理事) の3名が加わる。

◇当日資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000049416.html>

協議の冒頭、厚生労働省より、主な論点として以下の7点が提示された。

【法人の在り方に関する論点】

- ① 社員法人の独自性を保証しつつ、非営利ホールディングカンパニー型法人の意思決定等を制度的に共有する仕組みをどのように作っていくか。
- ② 非営利ホールディングカンパニー型法人及び社員法人の間で、資金の融通を行う仕組みをどのように作っていくか。
- ③ 非営利ホールディングカンパニー型法人における、非営利性の確保等をどのように図っていくか。

【事業の在り方等に関する論点】

- ④ 非営利ホールディングカンパニー型法人の地理的活動範囲を定める地域要件を設けるべきか。
- ⑤ 非営利ホールディングカンパニー型法人が制度の目的等に従って設立・運営されることを確認するための仕組みとして、どのようなものが考えられるか。
- ⑥ 比較的規模が大きくなる非営利ホールディングカンパニー型法人について、その透明性及び適正性の確保を図っていくべきではないか。
- ⑦ 仮称とされている非営利ホールディングカンパニー型法人制度の正式名称について、どのようなものがよいか。

◎ 日本医師会 医療法人の一類型としての「統括医療法人（仮称）」を提案

協議においては、まず、今村定臣委員（日本医師会常任理事）より、日本医師会としての制度全体について取りまとめた『「統括医療法人（仮称）」制度の提案』について説明された。提案は、医療法人の新しい一類型として「統括医療法人（仮称）」を創設するもの。理事長は医師とすること、参加法人は医療法人と病院、診療所、老人保健施設を設置する社会福祉法人に限ることなどの具体的な内容を示した。

◎ 社員法人の意思決定の独立性を懸念する意見が多数出される

その後の協議で、浦野委員は、非営利ホールディングカンパニー型法人（以下、HD法人）の意思決定と社員法人の意思決定の関係について、特に社会福祉法人が社員法人なる場合について、社会福祉法人では「在り方等検討会」での議論があることにも触れた上で、評議員会等により地域住民の意見を反映するよう取り組んでいる中で、HD法人の意思決定と相反することに懸念があることを指摘した。また、HD法人が一定地域の医療・介護サービスを網羅的にカバーすることが想定される中で、HD法人の社員総会による意思決定が、提供者側の都合のみで行われ、利用者・地域の不利益になるような事態が起こることの懸念するも述べた。

他の委員からも、論点の①②③の基礎的な在り方に関する意見が多く出され、HD法人が社員法人を支配的な関係に置くようなしくみにすべきではないとの意見や、HD法人の役員が社員法人の役員の過半数を占めると、実質的にHD法人を脱退することでは

きなくなるのではないかといった指摘があった。また、HD 法人の意思決定に関する社員法人の議決権について、非営利性を堅持するという前提に立てば、1 社員 1 票とすべきとの意見も多数あった。

厚生労働省からは、今回、各論点において示した考え方については、あくまでも今後整理していくうえでの一つの考え方であり、必ずしもその方向でまとめていく意図はなく、幅広く意見を頂きたいとの説明があった。

今後、月 2 回程度の頻度で開催し、年内に結論をとりまとめることとしている。

次回は 7 月下旬に開催される予定。

4. 厚生労働省 福祉人材確保対策検討会（第 2 回／第 3 回）

・ 介護人材確保に向けた事業者等ヒアリングを実施

福祉人材確保対策検討会（座長：慶應義塾大学 名誉教授 田中 滋 氏）では、第 2 回（6 月 20 日開催）と第 3 回（7 月 5 日）の会合において、事業者等からのヒアリングを実施した。ヒアリング実施団体およびヒアリングテーマは以下の通り。

第 2 回検討会（当日資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000048993.html>）

○中央福祉人材センター

「福祉人材センターについて」

○介護労働安定センター

「介護労働者の雇用管理改善事業と介護労働懇談会等の取組み」

○株式会社 ケアワーク弥生

「若者がもつ介護に対するイメージの実態と正しい理解を促進するためのアプローチ手法」

○地域密着型総合ケアセンターきたおおじ（リガーレ暮しの架け橋グループ）

「介護人材のキャリアアップを実現する事業所への試み」

○マッキンゼー・アンド・カンパニー

「諸外国における介護人材確保の動向確保に向けて」

第 3 回検討会

○公益社団法人 全国老人保健施設協会

「介護人材対策について」

○一般社団法人 日本慢性期医療協会

「介護人材の現状について」

・ 介護福祉士資格の取得方法について議論

また、第 3 回検討会では、医療・介護総合確保推進法により平成 28 年 4 月に施行が延期された介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、協議を行った。

介護福祉士資格の取得方法については、平成 19 年の社会福祉士・介護福祉士法改正により資格取得方法の見直しにより、一定の教育プロセスを経た後に、国家試験に合格し

資格取得する方法への共通化が決まった。養成校・福祉系高校のカリキュラムの見直し等を行われたが、平成 23 年に実務経験ルートへの「実務者研修」義務付けと養成校ルートの国家試験義務付けについて、施行日が 3 年間（平成 24 年度→27 年度）延期され、今般の推進法成立によりさらに 1 年延期されていた。

まず、厚生労働省より、上記の制度変更の経過や、実務経験・養成施設・福祉系高校の 3 つの資格取得ルートの状況等について説明された。

その後、座長からの指名により、介護福祉士資格取得に関係する団体に所属する構成員から意見を聞いたうえで議論を進められた。構成員からの意見の概要は以下の通り。

◎経営協 グランドデザインへの位置づけを提案

本会高齢者福祉事業経営委員長の平田直之構成員は、まずは福祉人材の確保、資質向上について中長期的なグランドデザインを設定することが必要であり、その中で介護福祉士の位置づけについて示していくべきとの意見をあらためて述べた。また、資格取得方法について、一定の専門教育を前提にしなければ、高度人材として位置づけられないのではないかと考えを示すとともに、現状として、介護現場では主婦層や他産業からの転職者、一般大学など幅広く人材を確保していく必要があることから、実務経験ルートについても、事業者の負担を前提としたうえで、実務者研修等の費用についての助成など、（介護福祉士資格取得の）促進策があつてよいのではないかと述べた。

◎日本介護福祉士会 資格取得の一元化を求める

日本介護福祉士会会長である石橋真二構成員は、介護が高度化・専門化・多様化していく中で、機能に着目したケアを担う、中核的人材としての介護福祉士については、高い教育と専門性が必要であり、質の担保のためにも資格取得方法の一元化は必要との意見を述べた。

◎民間介護事業推進委員会 実務者研修の負担軽減を提案

民間介護事業推進委員会の扇田守氏（佐藤優治構成委員の代理）は、実務者研修を可能な限り受講しやすくする必要があると指摘し、「医療的ケア」については日頃の業務で行う機会がない場合は、介護福祉士取得後に、必要があれば研修を受講するしくみを考えるべきではないかと提案した。また、当面の対応を行う場合であっても、将来こうあるべきという姿を議論しておく必要があるとの考えを示した。

◎全国福祉高等学校長会 資格取得の一元化、福祉系高校の負担軽減を要請

全国福祉高等学校長会理事長の高橋福太郎構成員は、すでに平成 19 年の法改正を先行実施している福祉系高校の現状について、カリキュラム変更による負担増加や他の資格取得ルートとの不平等について指摘し、資格取得方法は近い将来に一元化すべきと述べた。また、福祉系高校の教員要件の緩和や経過措置とされてきた特例高校や通信制の継続、養成校のみを対象としている介護福祉士等修学資金貸付を福祉系高校も対象とすることなどを求めた。

◎全国老人福祉施設協議会 実務者研修の負担軽減などを提案

全国老人福祉施設協議会副会長の松本敦構成員は、養成校の入学者がピーク時から半減し、裾野の拡大が必要とされている中で、国家試験義務化の影響をどのようにみるのか、介護福祉士になることに対して何をインセンティブとして、また、就業意欲を高めることに結びつけることが必要と指摘した。また、実務者研修について、450 時間の講習を一律に課すことが必要なのか、みなし受講や、単位認定のしくみも検討すべきと提案した。実務経験ルートの受験資格である 3 年間の勤務経験について、4 月に採用した職員が実質的に 4 年目の冬まで受験ができないことなども課題として指摘した。

◎養成校ルートへの国家試験義務付け 賛否が分かれる

その後の全体の議論では、川井太加子構成員（桃山学院大学社会学部教授）は、養成校について、現在も卒業時共通試験を行っているが、それが一定の専門性を担保しているという社会的な認知は得られていないと指摘し、国家試験を導入し、（卒業すれば）誰もが取れる資格ではないものと認知されるようにすべきとの意見を述べた。一方、圓藤眞理氏（神奈川県保健福祉局地域福祉部地域福祉課長 西條由人構成員の代理／同地域福祉課副課長）は、国家試験の義務化は、養成施設の最大のメリットを失うことになり、導入すべきでないとの意見を述べた。また、門野友彦構成員（株式会社リクルートキャリア）は（書面による意見表明）、入りを増やすためには、（改正内容の施行を）「10 年間は保留にすべき」とし、「介護福祉士取得までの入口は低くして、可能性のある人を出来るだけ多く受け入れて育てる」べきとの考えを示した。

◎人材確保、養成の全体像を整理する議論が必要

堀田聡子構成員（労働政策研究・研修機構 研究員）は、実務者研修について、モジュール化（単位制）など修了しやすくするためのしくみは検討すべきと述べ、また、中長期的な視点が必要なことは共通しているが、その方向性は一致していないこと、福祉・介護人材をひとくくりにすべきでないことなどを指摘し、中期的には現在の養成カリキュラムで各サービスの機能を中心的に担う「中核人材」が育てられているのかの検証も必要ではないかとの考えを示した。

山田尋志構成員（NPO 法人介護人材キャリア開発機構 理事長）は、10 年、15 年先のイメージを持つ必要性や、人材の参入を拡大するための入口の拡大と、介護福祉士の資格取得への入口の要件緩和は違うものであり、整理して議論すべきなどの意見を述べた。

今回は、7 月 25 日に開催し、介護人材確保に関する中間的な整理のとりまとめに向けた議論を行う予定。

当日資料は、近日中に下記 HP に掲載される。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi198696>

5.〔中央福祉学院〕平成26年度 社会福祉主事資格認定通信課程 秋期課程募集期間延期

標記の通信課程については、募集期間を延期し、7月22日（火）まで受講申込を延期いたします。通信課程の詳細は次のとおりです。

〔受講期間〕 2014（平成26）年10月～2015（平成27）年9月

〔学習内容〕 自宅学習によるレポート作成（4学期・16科目）と面接授業（5日間）により行います。また、修了見込者に修了テストを通信方式で実施します。

〔費用〕 受講料 87,400 円(消費税込額)

（添削指導料、テキスト・教材費・面接授業料含む）

〔受講資格〕 ①民間社会福祉事業（社会福祉法人その他の公益法人などが経営する社会福祉施設や事業所等）、介護保険事業に従事していること

②受講期間中、申込時の所属法人に勤務(予定)していること

③業務と並行して受講することについて職場の了解が得られること

〔締切〕 平成26年7月22日（火）【消印有効】

- 本通信課程の受講案内・申込書は、中央福祉学院HP（<http://www.gakuin.gr.jp/>）から取得可能です。

※本通信課程を修了し、指定施設において相談援助実務に2年以上従事すると「社会福祉士通信課程 短期養成課程」への入学が可能となります。短期養成課程は本年4月より本学院でも実施しています。今後のキャリアアップの一環として、あわせてご検討ください。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

＜「経営協情報」送付先＞

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）